

はぴまるの丘サポーター設置要領

(設置)

第1条 市民の動物愛護意識を向上させ、「人と動物が共に安心して暮らせるまち松山」を目指すことを目的に、「はぴまるの丘サポーター」(以下「サポーター」という。)を置く。

(サポーターの要件)

第2条 サポーターは、はぴまるの丘活動指針を理解し、はぴまるの丘(松山市動物愛護センター)と協力して動物愛護の推進に取り組む個人・法人等(株式会社、社団法人、組合等)・動物愛護団体(松山市犬、猫等の譲渡実施要領に定める団体譲渡対象者として登録している者)とする。

(登録)

第3条 サポーター登録希望者は、(様式1)はぴまるの丘サポーター登録申込書(個人)、(様式2)はぴまるの丘サポーター登録申込書(法人等)又は(様式3)はぴまるの丘サポーター登録申込書(動物愛護団体)を記入し、はぴまるの丘又は松山市保健所 生活衛生課窓口に提出する。なお、登録にあたり次の事項に承諾したものとみなす。

(1) 本設置要領の記載事項

(2) 市が、サポーターの氏名、住所、電話番号等の情報(以下「サポーターの個人情報」という。)をサポーター名簿(以下、「名簿」という。)に登録すること。

(3) 動物愛護に関する事業の運営上必要な場合に限り、市がサポーターの個人情報を利用すること。

2 保健所長は、前項の規定により、登録申込書が提出されたときは、その内容を審査し、第2条の要件に合致していると認めるときは、サポーターとして認定し、個人には、はぴまるの丘サポーター缶バッジを交付し、法人等及び動物愛護団体には、はぴまるの丘サポーター認定証を交付するものとする。

(任期)

第4条 サポーターの任期は1年とする。ただし、第5条に規定する認定取消を行った場合を除き、任期を自動的に更新する。

(認定取消)

第5条 保健所長は、サポーターが次のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、名簿の登録を削除することができる。

(1) サポーターから認定取消の申し出があったとき

(2) 登録申込書に虚偽の記載があったとき

(3) サポーター(法人等・動物愛護団体であれば代表者等)が暴力団若しくは暴力団関係の構成員又は違法な販売活動を行う者である場合

- (4) サポーターが暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (5) サポーターと事務局との間で、1年以上連絡を取ることができないとき
- (6) 第7条の各号に掲げる禁止行為を行ったとき
- (7) その他、保健所長が認定取消の必要を認めるとき

(活動)

第6条 サポーター（個人・法人等）は、可能な範囲で次の活動を行うものとする。

- (1) はぴまるの丘に収容された動物の譲受
- (2) はぴまるの丘やはぴまるの丘サポーター（動物愛護団体）への物品の寄附
- (3) SNS等を活用したはぴまるの丘に関する情報発信
- (4) 地域猫活動やTNR活動の普及及び実施
- (5) その他、動物愛護に関する活動

2 サポーター（動物愛護団体）は、可能な範囲で次の活動を行うものとする。

- (1) はぴまるの丘に収容された動物の譲受
- (2) 終生飼養者の募集及び譲渡
- (3) 動物愛護に関する課題解決に向けた意見交換会への参加
- (4) はぴまるの丘の事業実施に必要な動物及び情報・ノウハウの提供
- (5) 地域猫活動の普及・啓発やTNR活動の普及・実施
- (6) SNS等を活用したはぴまるの丘に関する情報発信
- (7) その他、動物愛護に関する活動

(禁止行為)

第7条 サポーターは本活動にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 市の名誉を毀損する行為又は本活動を妨げる行為
- (3) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(報酬等)

第8条 サポーターに対する報酬は、無給とする。

2 保健所長は、サポーター宛に受領した寄附物品を適宜サポーター（動物愛護団体）に払い出すこととし、取扱いについては別途「はぴまるの丘サポーター宛寄附物品取扱要領」に定める。

(事務)

第9条 サポーターの事務局は、はぴまるの丘に置く。

附 則

この要領は、令和7年9月20日から施行する。